

旭川工業高等専門学校国際交流基金規則

制定 平成25. 9. 11達第3号

改正 平成28. 3. 24達第22号 令和2. 3. 17規則第53号
令和5. 3. 22規則第31号

旭川工業高等専門学校国際交流基金規則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、旭川工業高等専門学校国際交流基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 基金は、本校の教育目標の一つである「外国語を鍛え、外国文化に対する理解力を養う」に鑑み、国際交流の一層の発展を目指し、学生の海外交流、海外インターンシップ等の充実を図るため必要な助成を行い、もって国際社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 海外の教育機関等との学生交流への支援
- (2) 海外インターンシップ派遣への支援
- (3) その他校長が特に必要と認めた事業への支援
- (4) 基金に係る募金及び広報活動

(委員会)

第4条 本校に、前条に規定する事業の実施に当たり必要な事項を審議するため、旭川工業高等専門学校国際交流基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 校長補佐（国際担当）
- (3) 事務部長
- (4) 後援会会長
- (5) 同窓会会長

3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(基金の原資)

第5条 基金は、本校創立50周年記念事業寄附金並びに個人及び法人からの寄附金をもって原資とする。

(寄附金の取扱い)

第6条 寄附金の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

(事業報告)

第7条 毎事業年度終了後、基金の収支状況及び事業の実施状況を寄附者に報告するものとする。

2 前項の報告は、本校ウェブサイト及びその他適宜の方法をもって行うものとする。

(事業年度)

第8条 基金による事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第9条 基金の事務に関することは、総務課の協力を得て学生課が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月11日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第22号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 17 規則第53号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 22 規則第31号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。